

フィルタリングサービスの普及促進に 関する携帯電話事業者等への要請

平成18年12月21日
総務省総合通信基盤局
消費者行政課

フィルタリングサービスとは

フィルタリングサービスとは

インターネット上のウェブページ等を一定の基準で評価判別し、選択的に排除等する機能のこと。

フィルタリングの方式により、以下の種類がある。

■ ホワイトリスト方式

ユーザが安心して利用できるよう、携帯電話事業者が独自に定めた掲載基準を満たした公式サイトのみにアクセス可能で、それ以外のサイトへのアクセスを制限。

■ ブラックリスト方式

出会い系サイトやギャンブル系サイトなど特定のカテゴリに属する一般サイトへのアクセスを制限。

■ 利用時間制限

子どもが夜中にインターネットにアクセスすることができないよう、夜間から早朝にかけてすべてのサイトへのアクセスを停止。



フィルタリングサービスはその種類が多様であり、利用者の需要によって必要なサービスは異なってくること、また、通信の自由の観点から、これを一律に設定することは難しい。

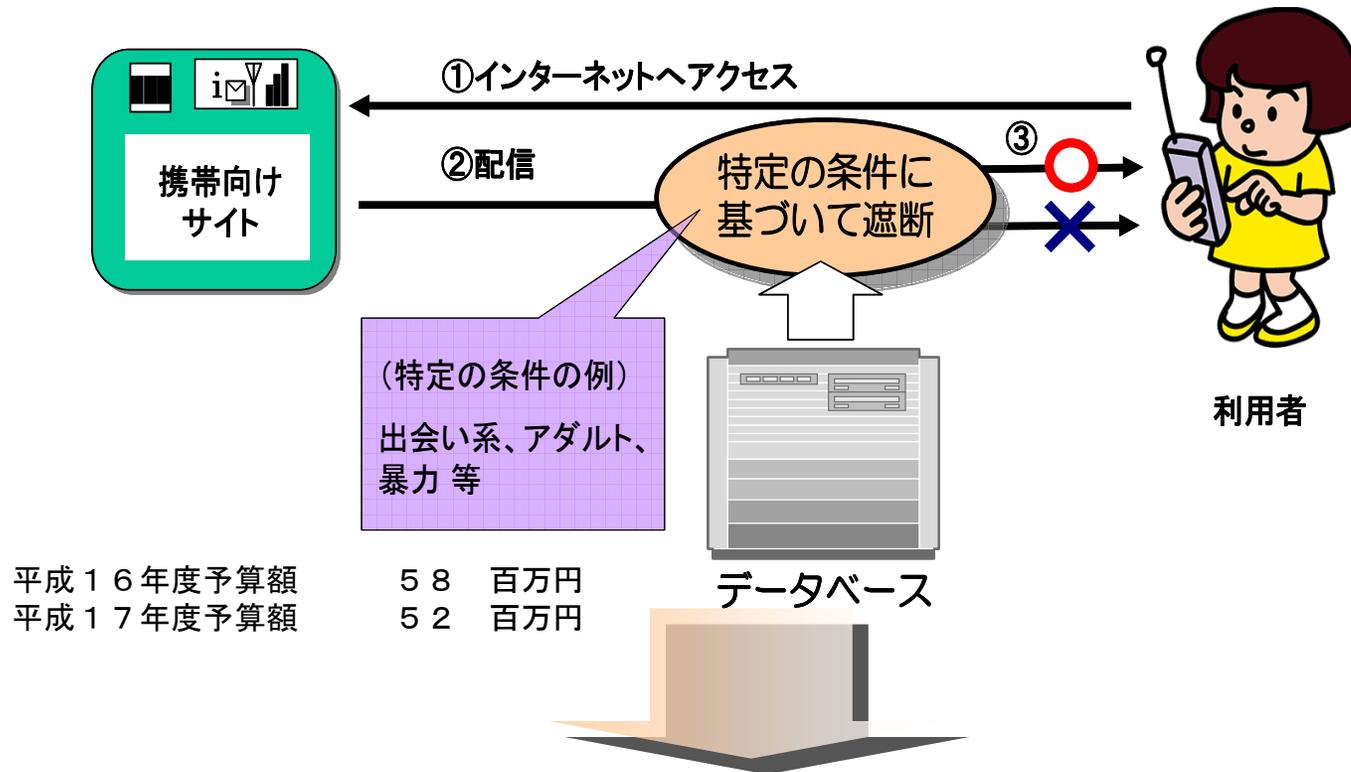
携帯電話事業者により提供されているフィルタリングサービス

- 携帯電話事業者各社は、以下のフィルタリングサービスを無料で提供。
- 契約時にパンフレット等を利用して、契約者にフィルタリングサービスについて説明。
- 「契約申込書」や未成年者が行う際に必要な「親権者同意書」にも、フィルタリングサービスを推奨する説明文等を掲載して注意を喚起。

NTTドコモ	①キッズiモード【ホワイトリスト方式】 iモードメニューサイトのみアクセス可能で、それ以外のサイトへのアクセスを制限するサービス。
	②キッズiモードプラス【ブラックリスト方式】 出会い系サイトやギャンブルサイトなど特定のカテゴリに属する一般サイトへのアクセスを制限するサービス。
	③時間制限 22時から翌朝6時までの間、iモードからすべてのサイトへのアクセスを停止するサービス。
KDDI (au)	①Ezweb利用制限 KDDIが提供する料金照会などのコンテンツのみにアクセスを可能とするサービス。
	②EZ安心アクセスサービス【ホワイトリスト方式】 公式サイトの内、一定の基準を満たし、青少年が安心して利用できる各種コンテンツのみにアクセスを可能とするサービス。
ソフトバンク モバイル	①インターネットアクセス制限 URLの直接入力によるアクセス（迷惑メール等に付記されたURLへのアクセスを含む）を制限するサービス。（第2世代携帯電話向けサービス）
	②ウェブ利用制限【ブラックリスト方式】 出会い系サイトやギャンブルサイトなど特定のカテゴリに属する一般サイトへのアクセスを制限するサービス。

モバイルフィルタリング技術の研究開発

児童を有害コンテンツから保護し、その健全な育成を図るため、現在パソコン向けに実現している有害コンテンツのフィルタリング（選択的遮断）機能を、モバイル（携帯電話等）向けにも実現すべく、研究開発を行う。（平成16～17年度）



平成16年度予算額
平成17年度予算額

58 百万円
52 百万円

本研究開発を携帯電話事業者とともに推進することにより、携帯電話事業者によるフィルタリングサービスの提供を促進した（平成17年7月から順次サービスの提供を開始）。

「フィルタリング普及啓発アクションプラン」について

「フィルタリング普及啓発アクションプラン」の策定

- 平成18年3月、フィルタリングに関係する4業界（携帯電話・PHS事業者、ISP、パソコン及びフィルタリングソフトメーカー）が共同でフィルタリングの一層の普及を図ることを目的に公表。
- フィルタリングの認知率を2007年3月までに70%に高めることを目標としている。

プランに基づく携帯電話事業者の取組



- 事業者共同PRキャンペーンの実施（平成18年7月～）
 - 共通ロゴマーク及び共通キャッチコピーの策定
 - 学校や図書館、地方公共団体へのポスター（6万枚）及びチラシ（34万枚）の配布
 - 消費者団体と連携して生協の広報等を通じた周知
- 周知活動の一層の推進
 - 総合カタログやホームページへの掲載
 - 請求書同封物等を利用した周知活動
- 自治体や行政との連携によるセミナー等での啓発



携帯電話事業者等によるフィルタリングの普及促進に向けて

近年、未成年者が携帯電話から出会い系サイトなどの有害な情報にアクセスして事件に巻き込まれるケースが多発。

出会い系サイトに関連した事件の状況（平成18年上半期 警察庁調べ）

□出会い系サイトに関連した事件の検挙件数は、909件（前年同期比28.0%増）

□被疑者の出会い系サイトへのアクセス手段は、**95.8%が携帯電話からのアクセス**

□被害者719人のうち、**18歳未満の児童が610人（84.8%）**

平成18年11月20日、総務大臣から携帯電話事業者3社及び業界団体（※）に対し、未成年者が使用する携帯電話におけるフィルタリングサービスの普及促進に向けた自主的取組を強化するよう、以下の内容について要請。

※NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル及び（社）電気通信事業者協会

1. フィルタリング推奨の強化

- (1) 未成年者が契約者である場合には、親権者の意思を確実に確認する。（利用しない場合のチェック欄を創設等）
- (2) 既存ユーザーへの利用の働きかけを行う。（メール、請求書同封物等による周知等）
- (3) 代理店等への指導を強化する。（代理店等への通知、マニュアルの配布等）

2. フィルタリングの周知・啓発の一層の促進（HPや総合カタログ等の記載方法の見直しや統一ロゴマークの積極的な活用等）

3. ユーザーニーズに応じたフィルタリングサービスの提供（ユーザーアンケートを実施し結果に基づきサービス改善を検討等）

4. フィルタリング普及に関する定期的な評価の実施（認知率や社会貢献事業への取組状況等に基づき評価等）



同日、総務省からの要請を受け、携帯電話事業者3社及び業界団体は、フィルタリングサービスの更なる普及促進に向けた取組を実施することを表明。

e-ネットキャラバン概要

子どもたちのインターネットの安全な利用のため、インターネットの「影」の部分についての保護者・教職員向けの講座を、通信業界と総務省が協力して開催。通信業界は、無償で職員を講師に派遣する等、各企業のCSR (Corporate Social Responsibility) 活動として参画。また、実施にあたっては、文部科学省とも連携。



- (1) 対象者 保護者・教職員。要望があれば児童・生徒も対象。
- (2) 講師 通信事業者等民間団体(137社)、公益法人(7団体)、総務省から、計633名(12月1日現在)。
- (3) 講演内容 インターネットを通じた犯罪に関する情報や、迷惑メール、架空請求詐欺等の実態や対処方法等。
- (4) 実施期間 平成18年4月から3年間。
- (5) 目標 全国で年間1,000講座。
(2006年12月8日までの実施件数309件)
- (6) e-ネットキャラバンの実施について、各都道府県、政令指定都市(教育委員会を含む)に周知。



<http://www.fmnc.or.jp/e-netcaravan/>